

---

**論 説**

---

## 総合支援資金制度に係る債務免除益の非課税と所得控除：所得税が課されなかった所得を原資とする支出の控除制限に関する米国の議論を手掛かりとして

藤 間 大 順<sup>\*</sup>

### はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の蔓延は、未だ収まる様子を見せない。同感染症の蔓延に伴って失業したことなどにより、生活に困窮する者が生まれている。このような状況については、生活保護制度などの従来から存在する制度だけではなく、特別定額給付金や臨時特別給付金などの給付や金銭の貸付けなどの新たな制度によっても対策が試みられている。

もっとも、新たな制度によって金銭を給付したり経済的利益を供与したりする場合には、それに対する課税、特に所得税の課税の問題が付きまとう。生活に困窮する者を支援するための制度については、通常はそれによって給付される金銭や供与される経済的利益に対する課税を行わない規定が設けられるが（たとえば、生活保護法（昭和25年法律第144号）57条）、そのような税制上の手当てがされる前に制度が始まる場合もある。

本稿は、生活に困窮する者に供与された経済的利益に対して所得税が課されてしまう事態への対処として行われた令和4年度税制改正の1項目を素材として、日米の比較法的検討から、改正後に生じうる問題を考察する論稿である。具体的な構成としては、まず、Iにおいて、令和4年度改正

---

<sup>\*</sup> 神奈川大学法学部准教授

で新たに設けられた非課税規定について、その前提となった議論から整理する。次に、Ⅱでは、米国の規定について内容を整理したうえで、改正の後に生じた問題について述べる。その後、Ⅲでは、Ⅱで述べた改正後の問題について、その前提となる議論や、その問題についての学説を整理する。最後に、Ⅳでは、ⅡおよびⅢで整理した米国法の動向を前提として、日本法において得られる示唆を論じる。

なお、本稿の情報は、インターネット上のものを含め、2022年4月末時点のものである。

## I 問題の所在

### 1 ある日の国会討論

2021年2月4日の衆議院予算委員会において、立憲民主党の枝野幸男代表と田村憲久厚生労働大臣（いずれも当時）の間で以下のようなやり取りが行われた<sup>1)</sup>。

「○枝野委員 ……減収している世帯には返済を免除しますとおっしゃっていますが、今、返済免除が決まっているのは、二百万円のうちの一番元になっている緊急小口資金二十万円だけで、残りの部分についての免除要件などは決まっていないんじゃないですか……

○田村国務大臣 総合支援貸付け……今まで百二十万だったのを、更に六十万、三か月分という形にさせていただきます。これに関しては……基本的に住民税非課税であって元々は収入が下がっているということが前提で……償還免除の対応があるか。これは、債務免除の課税が一方でひっかかってくる部分もあります。ですから、免除になって、課税になって、税金払っていただいたのでは、これは話にならないという話になりますので、そういうちょっと複雑な問題もございます……

---

1) 第204回国会衆議院予算委員会議録第4号31頁（2021年2月4日）参照。

○田村国務大臣 先ほど申し上げましたが、一つ大きな課題としては、債務免除に課税がかかってまいります。緊急小口は上限が決まっておりますので、二十万という形でございますから、そういう意味ではその要件に関わらないわけでありませけれども、総合支援貸付けになりますと、金額によってはそこにひっかかってくる部分がございます……

○枝野委員 こういう状況ですから、もし所得税法などを変えなきゃいけないというんだったら、それは幾らでも我々、相談に乗って、迅速対応しますよ。』

ここで論じているとおり、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴って経済的に困窮する者の支援を目的として、生活福祉資金貸付制度において緊急小口資金や総合支援資金と呼ばれる特例が設けられた<sup>2)</sup>。緊急小口資金制度とは、新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる世帯などに、最大 20 万円を償還期限 2 年以内で貸し付ける制度である<sup>3)</sup>。総合支援資金制度とは、新型コロナウイルスの影響を受けて収入の減少や失業等により生活に困窮して日常生活の維持が困難となっている世帯に対して、最大 180 万円を償還期限 10 年以内で貸し付ける制度である<sup>4)</sup>。これらの特例においては、貸付対象者の拡大や利率を 0 とすることなどの措置がされているが、特に、償還すべき段階においても経済的に困窮している一定の者について

---

2) 「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」(厚生労働省ウェブサイト：<https://www.mhlw.go.jp/content/000801574.pdf>) 参照。

なお、生活福祉資金貸付制度のあり方について論じた文献として、佐藤順子「生活福祉資金貸付制度の現状と課題」佛教大学総合研究所紀要 8 号 (2001 年) 261 頁、佐藤順子「生活福祉資金貸付制度の改正が意味するもの」社会福祉学部論集 8 号 (2012 年) 57 頁、新保美香「生活再建を支えるセーフティネットのあり方を考える」生活福祉研究 112 号 (2012 年) 61 頁、鏑木奈津子『詳説 生活困窮者自立支援制度と地域共生』(中央法規出版、2020 年) 108~109 頁参照。

3) 「緊急小口資金について」(厚生労働省ウェブサイト：<https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/samout/index.html>) 参照。

4) 「総合支援資金について」(厚生労働省ウェブサイト：<https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/general/index.html>) 参照。1 回の貸付けは最大 60 万円であるが (20 万円/月×3 ヶ月)、3 回借り入れることが可能であり、最大額は 180 万円である。

は償還を免除することとされている。

上述の国会討論では、この償還免除の条件を定めるにあたり「債務免除の課税」が問題となってくる、と述べられている。国家が困窮者を支援するための制度に、なぜ課税が関わるのだろうか。

## 2 債務免除益課税に関する日本法の基本的枠組

所得税法上、個人が享受した「経済的な利益」は収入金額として課税の対象になる（所得税法（昭和40年法律第33号、以下「所税」という）36条1項、2項）。そして、「経済的な利益」には、免除などにより弁済なしで債務が消滅したことにより債務者が享受する利益、すなわち債務免除益が含まれるものと一般的に解されている（所得税基本通達36-15（5）も参照）。債務免除益課税については様々な理論的な考察があり、理論によって課税されるべき債務免除益の範囲は異なる<sup>5)</sup>。しかし、どのような理論においても、金銭を借り入れ、その返済義務について債権者から免除を受けた場合には、原則として課税対象となる所得が生じるものと解される。

総合支援貸付制度に伴う償還免除は上述のとおり生活に困窮する債務者を支援するための措置ではあるが、借入金の返済義務が弁済なしで消滅しているという点においては、銀行から事業用の資金を借り入れて返済を免除された場合などと異なるところはない。したがって、「経済的な利益」が生じたものとして償還免除を受けた者に所得税が課される可能性がある。田村氏が述べていたのは、このような可能性であろう。

また、債務免除益は所得税法上の所得分類としては一時所得（所税34条1項）に該当する場合が多く<sup>6)</sup>、少なくとも総合支援資金のような事業活動と関わりのない借入れについての債務免除益は一時所得に分類されるであ

---

5) 増井良啓「賭博債務の免除から所得は生ずるか」税研40=41号（1992年）21～24頁、高橋祐介「損賠賠償なんか踏み倒せ！」立命館法学352号（2013年）240頁、川田剛『新版 ケースブック海外重要租税判例』（財経詳報社、2016年）74～75頁、長戸貴之『事業再生と課税』（東京大学出版会、2017年）107～121頁、拙著『債務免除益の課税理論』（勁草書房、2020年）3～79頁〔初出：2016～2017年〕参照。

ろう。そして、一時所得については 50 万円の特別控除額があるため（同条 2 項、3 項）、50 万円までは所得税の課税は生じない。

この点、従前の緊急小口資金は貸付額が合計で 20 万円以内だったため、仮に全額の償還免除に伴って一時所得としての債務免除益が生じたとしても、その年において他に一時所得を得ていなければ特別控除によって相殺されて課税は生じなかった。しかし、総合支援資金は緊急小口資金よりも貸付額が拡大しているため、償還免除に伴って一時所得としての債務免除益が生じるとすると所得税の課税が生じる可能性がある。田村氏が述べている課税の「要件」とはこのような問題であろう。

### 3 既存の税制による対応の難しさ

債務免除は様々な状況において行われうるが、債務者が返済資金を有しないために行われることが想定される。このような者に対して債務免除益課税を行わないための制度がかねてより設けられている。

以前は、実務上の取扱いとして「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合」に債務者が享受した債務免除益は収入金額に算入されないとする通達<sup>6)</sup>が設けられていた（旧所得税基本通達 36-17、以下「旧通達」という）。しかし、これについては通達で定められる範囲を超えた非課税規定ではないかという批判があったため<sup>7)</sup>、平成 26 年度税制改正（平成 26 年法律第 10 号）によりほぼ同じ内容が所得税法に規定され（所税 44 条の 2）、通達は現在では廃止されている。

---

6) 債務免除益の全部または一部が一時所得に該当すると判断した裁判例として、東京高判平成 28 年 2 月 17 日税資 266 号順号 12800、東京地判平成 30 年 4 月 19 日判時 2405 号 3 頁、福岡高判平成 30 年 11 月 27 日税資 268 号順号 13213 参照。ただし、債務免除益の全部が給与所得に該当すると判断した判例として、倉敷青果荷受組合事件第一次上告審判決（最判平成 27 年 10 月 8 日集民 251 号 1 頁）参照。

債務免除益の所得分類については、田中治「債務免除益に係る所得税法上の取扱い」同『田中治税法著作集 第 2 巻 所得税をめぐる紛争の特質とその解釈論』（清文社、2021 年）83～95、100～108 頁 [初出：2018 年]、拙著・前掲注 (5) 189～239 頁、田澤広貴「債務免除益の所得区分決定における判断基準の考察」『租税資料館賞受賞論文集 第 30 回（2021 年）中巻』（租税資料館、2021 年）209 頁参照。

総合支援資金の償還免除が所税 44 条の 2 の適用対象であれば、所得税が課されてしまうという問題は一定程度解決する<sup>8)</sup>。しかし、総合支援資金の償還免除を受ける者全てが「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」であり、同条の適用要件を充足するとは論じがたいように思われる。旧通達のこの要件は、債務免除直前において債務者が債務超過状態であることを指すものと裁判例において解されてきた<sup>9)</sup>。しかし、上述の償還免除は、結果として住民税が非課税であること、すなわち前年の所得額が一定以下であることなど（フロー）が条件となったため（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）24 条の 5 など）、債務者の財務状態（ストック）は条件となっておらず<sup>10)</sup>、債務超過状態ではない者も償還免除を受けることが可能である。従前の裁判例と異なる要件の解釈論も所税 44 条の 2 については唱えられているが<sup>11)</sup>、いずれの解釈においても、総合支援資金の償還免除がすべて所税 44 条の 2 の適用対象になるとは解しがたい。

---

7) 岡正晶「民事再生法と所得税」税務事例研究 58 号（2000 年）64 頁、高橋祐介「企業再生と債務免除益課税」総合税制研究 12 号（2004 年）190 頁、和泉彰宏「個人事業者への民事再生法の適用と所得税課税」税理 49 巻 7 号（2006 年）53 頁、佐藤英明「破産手続と租税」税務事例研究 91 号（2006 年）53 頁、増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題（上）」ジュリスト 1315 号（2006 年）199 頁、小湊高德「債務免除益に対する所得課税の検討」立命館法政論集 91 号（2006 年）27～28 頁、鳥飼貴司「債務免除（債権放棄）と課税」鹿児島大学法学論集 47 巻 2 号（2013 年）206～207 頁参照。

また、大阪地判平成 24 年 2 月 28 日税資 262 号順号 11893 の判例評釈としてこの点を論じる文献として、伊藤義一「判批」TKC 税研情報 21 巻 6 号（2012 年）49 頁、品川芳宣「判批」税研 166 号（2012 年）90～91 頁、渡辺徹也「判批」ジュリスト 1449 号（2013 年）9 頁、神山弘行「判批」税研 178 号（2014 年）108 頁参照。

8) ただし、所税 44 条の 2 の適用を受けるためには、原則として確定申告書に同規定の適用を受ける旨を記載する必要がある（所税 44 条の 2 第 3 項）。たとえば、総合支援資金の償還免除を受けた者が給与所得者であった場合、この制度の適用によって債務免除益を非課税にすると、制度適用前は必要のなかった確定申告が必要になる可能性はある（所税 121 条参照）。

9) 大阪地判平成 24 年 2 月 28 日・前掲注（7）、倉敷青果荷受組合事件差戻控訴審判決（広島高判平成 29 年 2 月 8 日民集 72 巻 4 号 353 頁）。

10) もっとも、このような償還免除の条件の妥当性は別途議論ができよう。総合支援資金制度が困窮者を実効的に支援できておらず、むしろ破産に繋がっているという指摘として、2022 年 4 月 6 日付東京新聞朝刊「特例貸付制度 要件緩め返済不能増 困窮支援 再建つながらず 都内破産 730 件『低所得者減免を』」参照。

所得税法以外に非課税の根拠が存在しうる法律としては、新型コロナ税法（令和 2 年法律第 25 号）が挙げられるかもしれない。たしかに、同法には所得税を非課税と定める条文がある（同法 4 条、同法施行規則（令和 2 年財務省令第 44 号）2 条）。しかし、この条文が適用対象としているのは特別定額給付金などの「給付金」に限られており、債務免除益については対象とならないものと解すべきであろう。

以上のように、国会討論が行われた当時の法律においては、総合支援資金の償還免除に伴う債務免除益に対する所得税を非課税と解することは難しかったように思われる。

#### 4 令和 4 年度税制改正と本稿の問題関心

ここまで論じてきたように、総合支援資金の償還免除について、当時の税制の下では所得税の課税対象になる可能性があった。この点については、国会での議論の影響もあってか、厚生労働省から要望が出された後<sup>12)</sup>、問題とされているような債務免除益に対する所得税を非課税と定める規定が令和 4 年度税制改正（令和 4 年法律第 4 号）により設けられた（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）41 条の 8 第 3 項<sup>13)</sup>）。

田村氏が債務免除益に対する所得税の課税を「話にならない」と述べていたとおり、この改正自体は望ましいものだったように思われる。上述のとおり、新型コロナ税法により、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴って支給される一定の給付金については既に所得税が非課税と定められて

---

11) 拙著・前掲注 (5) 32~41 頁 [初出: 2016 年] 参照。学説として、金子宏『租税法 [第 24 版]』(弘文堂、2021 年) 198~199 頁参照。実務上の取扱いとして、所得税基本通達 44 の 2-1 参照。

12) 財務省ウェブサイト ([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2022/request/mhlw/04y\\_mhlw\\_k\\_01.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/request/mhlw/04y_mhlw_k_01.pdf)) 参照。

13) なお、同条 2 項には、平成 31 年度税制改正（平成 31 年法律第 6 号）により、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業に係る債務免除益の非課税規定が設けられている。厚生労働省の要望による債務免除益の非課税措置であることや地方自治体の社会福祉協議会が実施する事業に関する規定であることなど、この制度と総合支援資金に係る債務免除益の非課税規定が類似するために、ここに規定が設けられたものと思われる。



いる。給付金を得ることと借入金の債務免除を受けることは経済実態としては類似するのであって、これらの取扱いを揃えることは、憲法 14 条から導かれる租税公平主義の下で水平的公平を担保するための望ましい立法だ<sup>14)</sup>、と論じられよう。また、総合支援資金制度の実施については、実施に係る予算について国会の議決により国民の同意が得られているのであるから、同制度に基づく債務の償還免除も不公平なものとは論じがたく、その結果として生じる債務免除益を非課税とすることは一定程度正当化しうるものと思われる<sup>15)</sup>。

しかしながら、この規定の立法により新たな問題は生じないのか、という点が疑問として生じる。借入金の免除に対する所得税が非課税となることによって、総合支援資金の償還免除を受けた納税者と給付金を得た納税者との公平性は担保されるが、それ以外の納税者との間で新たな不公平が生じる可能性はないのか、ということである。

この点は、非課税規定が設けられたばかりの日本法のみを素材としては議論がしづらい。そこで、以下では、既に同種の問題について規定を設けている米国の議論を参考としながら比較法的な検討を行うこととしたい。

## II 米国の立法の動向<sup>16)</sup>

### 1 公的融資の減免と債務免除益の非課税規定

米国では、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う公的な融資制度として、Paycheck Protection Program（以下「PPP」という）が設けられてい

---

14) 租税公平主義については、金子宏「租税法の基本原則」同『租税法理論の形成と解明(上)』(有斐閣、2010年)76～88頁[初出：1974年]参照。

15) 奨学金債務の免除益につき、以前このような議論を行った。拙稿「消費者問題と債務免除益課税」青山法学論集61巻4号(2020年)372～373頁参照。

16) 米国の立法を紹介した先行研究として、伊藤公哉『アメリカ連邦税法[第8版]』(中央経済社、2021年)1～2頁(「第8版の序」)、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所「令和2年度産業経済研究委託事業(今後のあるべき租税特別措置の検討に向けた制度調査事業)調査報告書」(経済産業省ウェブサイト：[https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2020FY/000572.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/000572.pdf)、2021年)19～20頁参照。



る。

PPP は 2020 年の CARES Act で設けられた融資制度であり<sup>17)</sup>、フリーランスや従業員数が 500 人以下である法人などの小規模な事業者が、中小企業庁 (SBA) の認定した金融機関から金銭を借り入れることができるというものである (15 U.S.C. § 636(a)(36))。2021 年の改正により<sup>18)</sup>、1 回目とは要件が異なるものの、2 回目の借入れも可能になっているが (15 U.S.C. § 636(a)(37))、現在では新規の貸付けは終了している。

PPP においては、借入金を費やすことができる費目として人件費 (payroll costs) や賃料 (rent) を挙げており (15 U.S.C. § 636(a)(36)(F)(i))、借り入れる事業者はこれらの費用に借入金を費やすことを善意で宣誓しなければならない (15 U.S.C. § 636(a)(36)(G)(II))。そして、融資額の 60% 以上を人件費として支出したことなどの要件を満たした場合には、返済の免除を受けることができる<sup>19)</sup> (15 U.S.C. § 636m(d)(8))。免除による金融機関の損失については、利子を付して政府が補償する (15 U.S.C. § 636m(c)(3))。

米国の内国歳入法典において、債務免除益は個人または法人の課税所得に算入されるので (26 U.S.C. (以下「内国歳入法典」という) § 61(a)(11))、PPP の返済免除については債務免除益課税が問題となる<sup>20)</sup>。また、債務免除益に関する従来の非課税規定については、その要件は納税者の債務超過などを要件とするものであるから<sup>21)</sup> (内国歳入法典 § 108(a)(1))、PPP の

---

17) CARES Act, Pub. L. 116-136, § 1102, 134 Stat. 281, 286.

18) American Rescue Plan Act of 2021, Pub. L. 117-2, § 5001(b)(2), 135 Stat. 4, 84-85.

19) なお、PPP の債務免除を受けた日本の会社として、カルビー株式会社が挙げられる。「カルビー株式会社 2022 年 3 月期第 3 四半期決算短信」(カルビー株式会社ウェブサイト : [https://www.calbee.co.jp/ir/pdf/2022/financial\\_20220201.pdf](https://www.calbee.co.jp/ir/pdf/2022/financial_20220201.pdf), 2022 年) 2 頁参照。

20) なお、各州の所得課税においては、この債務免除益を非課税とする州が多いものの、課税対象としている州もあるようである。See Katherine Loughhead, *Which States Are Taxing Forgiven PPP Loans?* (February 22, 2021, Available at: <https://taxfoundation.org/state-tax-forgiven-ppp-loans/>).

21) この規定の要件である債務超過の判定方法については、拙著・前掲注 (5) 79～88 頁参照。

返済免除を受けた者の中にはこの規定の適用を受けられない納税者も存在する。

しかし、債務免除益課税については、CARES ActにおいてPPPに関する規定を設けると同時に、債務免除益を総所得から除外して所得税を非課税とする規定も設けることで対策されている<sup>22)</sup>。特にこの点について議会で議論された記録は見当たらず<sup>23)</sup>、免除規定を設ける以上当然のこととしてこのような規定が設けられたのであろう<sup>24)</sup>。

## 2 非課税規定を設けた結果として生じた議論

米国では、非課税規定を設けた状況を前提として、その結果として生じる問題について議論されている。

### (1) Form 1099-C の提出義務の有無

まず議論されているのは、Form 1099-C の提出義務である。

米国では、一定の要件を満たす債務免除益の供与について、Form 1099-C という情報報告書の提出が債務免除益を供与した債権者に対して義務づけられている<sup>25)</sup> (内国歳入法典 § 6050P)。Form 1099-C は、基本的には非課税となる債務免除益の供与についても提出が求められるものだが<sup>26)</sup> (26 C.F.R. § 1.6050P-1(a)(3))、上述した CARES Act により非課税となる債務免除益の供与についても提出が求められるのか、という点が議論の対象となった。

---

22) CARES Act § 1106(i), *supra* note 17, at 301.

23) Westlaw Next において CARES Act に関する議事録 140 件を確認したが、この点に関する議論は見当たらなかった。後述するとおり、Crane もこの点について立法趣旨が明らかではないと論じている。

24) この点、償還免除を決めた後になってから債務免除益課税に対処した日本とは、税制が対応する速度に差があると論じて良いように思われる。

25) この制度の詳細については、拙著・前掲注 (5) 151~159 頁 [初出: 2017 年] 参照。

26) 内国歳入法典 § 108 適用時には、あわせて、Form 982 という書類を納税者 (債務者) が提出する必要がある (26 C.F.R. §§ 1.108-4(b), 1.1017-1(f)(2))。

この点については、CARES Act の制定当初より、提出は不要である旨の通知が内国歳入庁から発出されていた<sup>27)</sup>。その後、立法により、PPP の返済免除について Form 1099-C の提出は不要である旨の明文の規定が設けられている<sup>28)</sup>。

(2) 債務免除益が非課税となった借入金を原資とする支出の所得からの控除の可否<sup>29)</sup>

上述のとおり、CARES Act においては、人件費など一定の支出に借入金を用いることが PPP の免除の要件となっている。これらの支出について控除を認めるべきか、という点も論点となっている。

米国の所得計算においては、原則として、事業活動に通常かつ必要な支出は事業経費として(内国歳入法典 § 162(a))、そうではなくとも一定の支出については項目別控除として(内国歳入法典 § 211 以下)、所得から控除することができる。ただし、例外として、所得税が課されない所得<sup>30)</sup>(tax-exempt income) に割り当てられる (be allocable to) 支出については、所得からの控除 (deduction) を認めない規定が存在する(内国歳入法典 § 265)。

内国歳入法典 § 265 について、ここでまとめておく<sup>31)</sup>。同条は、所得税が課されない所得のうち利子以外のものに割り当てられる支出について、包括的に所得からの控除を否認している(内国歳入法典 § 265(a)(1))。また、所得税が課されない利子に割り当てられる支出については<sup>32)</sup>、事業経

---

27) Announcement 2020-12, 2020-41 I.R.B. 893.

28) Consolidated Appropriations Act, 2021, Pub. L. 116-260, § 279, 134 Stat.1182, 1982.

29) 後述する学説の動向もふくめ、この点に関する立法などの経過につき、See BORIS I. BITTKER & LAWRENCE LOKKEN, FEDERAL TAXATION OF INCOME, ESTATES AND GIFTS, ¶ 22.7 Footnote 1.1, Westlaw (database updated March 2022).

30) exempt となっている以上「免税」と訳すべきようにも思われるが、この用語には総所得除外規定(日本法でいえば主として非課税規定)が適用される所得も含まれるため(26 C.F.R. § 1.265-1(b)(1))、本稿では「所得税が課されない(課されなかった)所得」と訳す。また、exclusion については「非課税」と訳している。

31) 規定の概要につき、伊藤・前掲注(16) 201頁参照。

費としての控除を否定していないものの、所得の創出に通常かつ必要な支出としての項目別控除（内国歳入法典 § 212(1)）をすることはできないものと定めている（内国歳入法典 § 265(a)(1)）。さらに、所得税が課されない利子を得るために負った利子についても、控除を否認している（内国歳入法典 § 265(a)(2)、(5)）。ただし、例外として、非課税の軍の住宅手当（military housing allowance）および牧師館の賃借料（内国歳入法典 § 107）に割り当てられる利子や固定資産税（real property taxes）については、控除が否認されることはない（内国歳入法典 § 265(a)(6)）。また、金融機関については、特別に、プロラタ計算による控除否認のルールを設けている（内国歳入法典 § 265(b)）。

債務免除益が非課税となった PPP の借入金からの支出については、通常かつ必要な支出であるなど所得からの控除の要件を満たすものであっても、以上に述べた内国歳入法典 § 265 の適用により控除を認めないという取扱いを内国歳入庁が示していた<sup>33)</sup>。その根拠としては、内国歳入法典 § 265 の目的は二重の租税利益の防止にあることや、同条は所得税を得るための支出のみならず「所得税の課されない所得が特定の目的に充てられ、かつその目的を遂行するために控除が生じた場合にも適用される」<sup>34)</sup>ことを挙げていた。

この取扱いについては、後述するように研究者や実務家の間で議論されたほか、当時の Trump 政権の Mnuchin 財務長官が、このような取扱いを“Tax 101”、日本語で言えば「税法の基礎中の基礎である」と擁護していた<sup>35)</sup>。しかし、結果として、後の立法により、人件費などの支出は PPP に係る債務免除益非課税の根拠になるものであっても経費控除は妨げられない旨の明文の規定が設けられ、IRS の取扱いは否定された<sup>36)</sup>。

---

32) 非課税となる利子としては、たとえば、州債の利子が挙げられる（内国歳入法典 § 103）。

33) See Notice 2020-32, 2020-21 I.R.B. 837; Rev. Rul. 2020-27, 2020-50 I.R.B. 1552.

34) Notice 2020-32, id., at 837.

35) See Brittany De Lea, *Mnuchin backs IRS on coronavirus PPP loan tax break denial, 'basically tax 101'*, FOXBUSINESS (May 6, 2020).

### 3 米国の立法のまとめ

以上のように、米国では、公的な融資である PPP の返済免除が定められると同時に債務免除益の非課税が規律されたものの、それに付随する問題として情報申告書の提出義務と所得からの控除の問題が生じた。内国歳入庁は、情報申告書について提出義務は生じないとする納税者に有利な取扱いを示した一方、支出については所得からの控除を認めないとする納税者に不利な取扱いを示した。結果として、いずれの論点についても、立法により、納税者に有利な取扱いが明文の規定で定められた。

債務免除益の供与による情報申告書 (Form 1099-C) の提出制度は米国法独自のものであり、日本法において得られる示唆は乏しいように思われる。そこで、以下では、PPP からの支出について所得からの控除を認めるべきか、という点について、米国における議論を整理したうえで (Ⅲ)、日本法において得られる示唆を論じる (Ⅳ)。

## Ⅲ 米国における議論

### 1 CARES Act 制定以前の米国の議論

PPP からの人件費などの支出について所得からの控除を認めるべきかという論点は、「所得税を課されずに受領した金銭を原資とする支出について、内国歳入法典 § 265 の適用により所得からの控除が否認されるべきか」という問題と一般化できよう。この問題については、CARES Act 制定以前より議論されていた。なお、以下で単に「控除」と述べる場合は、税額からの控除 (credit) ではなく所得からの控除 (deduction) を指す。

#### (1) 訴訟や実務の動向

内国歳入法典 § 265 は、上述のとおり所得税が課されない所得に「割り

---

36) Consolidated Appropriations Act, 2021 § 276(a) (1) (i) (2), *supra* note 28, at 1979; Rev. Rul. 2021-2, 2021-4 I.R.B. 495.

当てられる (be allocable to) 支出の控除を否認する規定である。しかし、「割り当てられる」の意義は必ずしも明らかではないため、所得税が課されない所得を得るための支出の控除を否認するにとどまる規定なのか、または所得税が課されない所得を原資とする支出についても控除を否認する規定なのか、という点が訴訟において争われていた。

この点に類似する論点について議論された判例として、Skelly Oil 判決が挙げられる<sup>37)</sup>。この判決は、受け取った際に内国歳入法典 § 613 の適用により所得税が軽減されていた金員の返金につき一部額の控除は否認されると述べたものだが<sup>38)</sup>、その理由付けにおいて以下のように述べている。「[先行判例である] Arrowsmith 判決<sup>39)</sup>の法理の根拠は容易に理解できる：金員を受け取った際に特別に低い税率で課税されていた場合において、その返金が通常所得に適用されるより高い税率で課税される項目から通常通り控除されるとすると、その納税者は不公平な課税上の棚ばた (unfair tax windfall) を与えられるだろう、ということである。Arrowsmith 判決の裁判所は、議会がそのような結果を意図していたと考えることには消極的だった。

本件も全く同じである。要するに、石油やガスの生産者は、[内国歳入法典 § 613 の適用による] 百分率減耗償却を行った場合、『資産から得られる総所得』の 72.5% にのみ課税される。石油やガスの残りの部分は完全に免税される。我々は、受け取った際に課税されなかった金員の返還について納税者に控除を与えることを議会が意図していたと信じることはできない。」 (at 685)

Skelly Oil 判決は内国歳入法典 § 265 の適用の有無について争われたも

37) 米国対 Skelly Oil 社事件連邦最高裁判所判決 (394 U.S. 678 (1969))。

38) 内国歳入法典 § 613 の適用による減耗償却については、伊藤・前掲注 (16) 246～247 頁参照。

39) Arrowsmith 対内国歳入長官事件連邦最高裁判所判決 (344 U.S. 6 (1952))。会社の清算に伴う利益を譲渡所得 (capital gain) として得ていた者が、判決により当該利益を債権者に対して返還することを求められた場合に、返還による損失は通常損失 (ordinal loss) ではなく譲渡損失 (capital loss) として扱うべきであるとされた判決である。

のではないが、「所得税が軽課されたまたは課されなかった金員を原資とする支出については、控除を認める明文の規定がない限り控除を認めるべきではない」との一般的な法理を述べているもの、と理解できる。

このような法理を内国歳入法典 § 265 の解釈論として述べた下級審裁判例として、Manocchio 判決が挙げられる<sup>40)</sup>。この事件の納税者は空軍の退役軍人であり、退役後に飛行訓練学校に通ったが、復員軍人援護局から授業料の 90% を給付されていた。当該給付は所得税が非課税である一方（当時の 38 U.S.C. § 3101(a)<sup>41)</sup>）、納税者は支出した授業料の全額の控除を主張していた。これに対し連邦租税裁判所は、以下のように判示して、内国歳入法典 § 265 の適用により控除を否認している。

「要するに、事業に関連する教育費用として控除適格である飛行訓練の費用を退役軍人が払い戻された場合に、[所得税の] 免除と控除の両方を退役軍人が受けることを議会が意図していたことを示唆するものは退役軍人に関する規定の立法経緯のなかにない、ということである。一方、内国歳入法典 § 265 の立法趣旨は極めて明確である：議会は、所得税が課されない所得に起因する (attributable) 支出を他の課税所得と相殺することにより、納税者が二重の租税利益を得ることを防ごうとしたのである。」(at 997)

Manocchio 判決は、「二重の租税利益」という概念を軸に、所得税が課されなかった所得に起因する、すなわちそれを原資とする支出については原則として内国歳入法典 § 265 の適用により控除は認められないことを述べたうえで、例外として控除を認めるには特別な規定が必要である、とする Skelly Oil 判決と類似する判示をしている。以上に述べてきた Skelly Oil 判決と Manocchio 判決を参照しながら、1983 年の通達は以下のように述べている<sup>42)</sup> (下線は筆者)。

「内国歳入法典 § 265 の目的は、二重の租税利益 (double tax benefit) を防

---

40) Manocchio 対内国歳入長官事件連邦租税裁判所判決 (78 T.C. 989 (1982))。

41) 現行法では、38 U.S.C. § 5301(d) がこれに当たるものと思われる。

42) Rev. Rul. 83-3, 1983-1 C.B. 72.



ぐことにある。Skelly Oil 判決において、最高裁判所は、議会による明確な意思表示がない限り、内国歳入法典を二重の控除と実質的に同等なことを認めるようには解釈すべきでないとして述べている。内国歳入法典 § 265(1) [現行の (a)(1)] は、所得税が課されない所得を稼得その他の方法で生み出す目的のために負った、この規定が適用されないのであれば控除できる支出に適用される。また、この規定は、所得税が課されない所得が特定の目的のために計上され、その目的を達成するために控除が生じた場合にも適用される。このような状況では、その控除の一部または全部は所得税が課されない所得に割り当てられるものと考えてのが適切である。」

以上のように、訴訟や実務においては「二重の租税利益を防ぐために、所得税が課されない所得を原資とする支出について控除は認められるべきではない」という法理がしばしば示されており、内国歳入法典 § 265 はその論拠の1つとして捉えられてきたと評価して良いように思われる。しかし、以下の学説が述べるように、この法理の射程や内国歳入法典 § 265 がこの根拠となりうるかなどの点は必ずしも明らかではない状況にあった。

## (2) Crane (1986)

所得税が課されない所得を原資とする支出と控除について議論した文献としては、1986年のCraneの論文が挙げられる<sup>43)</sup>。

Craneは、まず、所得と控除の対応関係を主に2つに分節している<sup>44)</sup>。1つは、「先のマッチングルール (forward-looking matching rule)」であり、ある所得を得るための(所得よりも先に来る)支出は所得と取扱いを揃えるべきだ、という原則である。もう1つは、「後のマッチングルール

---

43) See Charlotte Crane, *Matching and The Income Tax Base: The Special Case of Tax Exempt Income*, 5 AM. J. TAX POL'Y 191 (1986).

なお、所得の計上時期について論じる際にCraneの論文を取り上げた論稿として、吉村政穂「所得計上時期の選択に関する覚書」ジュリスト1268号(2004年)214頁参照。所得と費用のマッチングについては、神山弘行『所得課税における時間軸とリスク』(有斐閣、2019年)92~103頁[初出:2011~2012年]も参照。

44) このほか、支出先での取扱いを勘案する可能性も示唆しているが(See Crane, id., at 192, 223-225, 261-262)、本稿では省略する。

(backward-looking matching rule)」であり、ある所得を得た後の支出は所得と取扱いを揃えるべきだ、という原則である。先のマッチングルールの典型例としては、資産の譲渡時の課税において基準価額 (basis) を控除する、という、return of capital の考え方が挙げられる<sup>45)</sup>。後のマッチングルールについては明示的な考え方としては見当たらないものの、たとえば受領時に認識していない資産を譲渡した場合には基準価額を控除できない点など、受領した所得と支出との間に明確かつ直接的な繋がりがある場合には、暗黙裡に前提とされている<sup>46)</sup>。

Crane は、これら 2 つの考え方をもとに、所得税が課されない所得と支出の関係性について議論している。Crane は、まず、①まだ課税されていない、つまり、課税が繰り延べられているもの、②一定の目的に用いている場合にのみ課税がされないもの、③既に課税がされていると捉えられる、つまり、永久に非課税となるものの 3 種類に、所得税が課されない所得を分類している<sup>47)</sup>。

そして、所得税が課されない所得を得るための支出については、所得税が課されている所得を所得税が課されない所得に転換することが容易である場合には、租税回避による所得税の課税ベースの縮小を招くことから、先のマッチングルールにもとづき控除を認めるべきではないと論じている。しかし、所得税が課されない所得に関して控除を否認する場合において、所得額よりも支出額の方が多額であるときにはむしろ所得税が課される場合の方が有利になってしまうほか、所得税が課されない所得のなかには課税所得から転換できないものもある。そして、このように控除を否認すべき理由が必ずしも十分でない場合には、所得税を課さないこととしている規定の目的、具体的には納税者にどの程度の租税利益を与えることを企図しているのかという点から控除の可否を判断すべきだが、実際には、内国歳入法典 § 265 の適用により個別の事情を勘案せず、包括的に控除が

---

45) See id. at 201–217.

46) See id. at 217–223.

47) See id. at 229–237.

否認されている<sup>48)</sup>。

次に、所得税が課されない所得を原資とする支出についても、後のマッチングルールにもとづき、控除を否認すべき理由の有無や所得税を課さないこととしている規定の趣旨から控除の可否を判断すべきである。このように、後のマッチングルールにもとづく控除の否認が行われるべき場面もあるものの、所得税が課されない所得を原資とする支出について控除を否認している場面は実際には稀であり、内国歳入法典 § 265 がこのような取扱いの根拠となるのかという点も必ずしも明らかではない。このように後のマッチングルールにもとづく控除否認があまり行われていない背景には、たとえば所得税を課されて取得した財産と所得税を課されずに取得した同種の財産が混在している場合や現金を支出した場合など、執行が困難であることがある<sup>49)</sup>。

以上のように、所得税が課されない所得が一定の条件に合致する場合には先の控除否認や後の控除否認が行われるべきであると論じるものの、どちらも適用されるとすると所得税が課される場合よりも納税者が不利になってしまう場合が生じてしまうため、どちらかのみを適用すべきである。そして、理論的にいえば後の控除否認の方が望ましい場合があるものの、実際には執行上の問題などから先の控除否認が広く行われている<sup>50)</sup>。

「所得税を課されずに受領した金銭を原資とする支出について控除が否認されるべきか」という問題について、Crane は「後の控除否認がされるべきか」という関心で議論をしている。理論的には後の控除否認がされる

---

48) See id. at 237-243.

49) See id., at 250-261.

50) See id. at 262-266.

なお、Crane は、先の控除否認ではなく後の控除否認が行われている具体例として、債務免除益を総所得から除外する規定（内国歳入法典 § 108）適用時の基準価額の減額（現行法では内国歳入法典 § 1017）を挙げている（See id. at 241, 252）。

ただし、1986年の税制改正までは（Tax Reform Act of 1986, Pub. L. No. 99-514, § 822(a), 100 Stat. 2085, 2373 (1986)）、基準価額の減額を納税者が選択した場合には適格事業債務に関する規定により債務免除益の除外規定の適用を受けられたが、現行法ではこのような仕組みは存在しないことに注意（長戸・前掲注（5）175～176頁、拙著・前掲注（5）270頁（注68）を参照）。

べき場面はあるものの、実際には執行上の問題や先の控除否認と合わさるとむしろ課税されないことが不利になってしまうことから、根拠となる規定に乏しいこともあり、後の控除否認があまり行われていないことを指摘した文献と理解することができよう。

### (3) Dodge (2013)

Dodge は、2013 年の論文においてこの問題について議論している。

Dodge は、まず、「先の」控除否認と「後の」控除否認という用語や、内国歳入法典 § 265 の適用範囲を後者に広げるべきかという関心など、Crane 論文の基本的な枠組を受け継いでいる。そのうえで、後の控除否認について、直接によるものと間接によるものという 2 種類に分けて議論している<sup>51)</sup>。

直接による後の控除否認とは、非課税で受領したものそれ自体を支出する場合に控除を否認することであり、たとえば、贈与により非課税で受けた芸術品（内国歳入法典 § 102）を寄附した場合に、寄附金控除（内国歳入法典 § 170）を否認するような場面が考えられる。一方、間接による後の控除否認とは、非課税で受領したものそれ自体を支出するわけではない場合に控除を否認することであり、たとえば所得税が課される 50,000 ドルの現金と非課税の 50,000 ドルの現金のなかから 50,000 ドルの経費を支出した場合に全額または一部額の経費控除を否認するような場面が考えられる<sup>52)</sup>。

Dodge は、Skelly Oil 判決などを参照しながら二重の租税利益を防ぐ後の控除否認は望ましいと論じたうえで<sup>53)</sup>、具体的な仕組みについて議論している。直接による後の控除否認については、その資産がどのように得られたのかという点を単純に追跡 (trace) すれば良いかもしれないが、この

---

51) See Joseph M. Dodge, *Disallowing Deductions Paid with Excluded Income*, 32 VA. TAX REV. 749, 750-751 (2013).

52) See *ibid.*

53) See *id.* at 751-757.

ような仕組みは資産を別の資産に買い替えるなどの形で回避することが容易であるし、このように回避することを防ぐためのルールを設けることも困難である<sup>54)</sup>。

そこで、Dodge は、間接による後の控除否認とあわせ、プロラタ計算による控除否認を検討している。プロラタ計算による控除否認とは、その納税者がこれまでの人生で得てきた所得のうち、所得税が課されない所得が占める割合の分、控除を否認する仕組みのことである。このような仕組みは具体的に構想することが可能だが、しかし、実効性に乏しいものになってしまう<sup>55)</sup>。

以上のような検討を経て、結論としては、後の控除否認の法理は、所得税が課されない贈与や相続などを受けた者について、寄附金控除などの所得控除を制限するものとして実現しようと Dodge は述べている<sup>56)</sup>。

Dodge 論文の主眼がどこにあるのか、という点は必ずしも明らかではない。ただし、1つの理解のあり方としては、「後の控除否認」の法理、すなわち所得税が課されなかった所得を原資とする支出について控除を否認する考え方が仮に望ましいものであったとしても、このような考え方を厳密に制度として構築することは1986年にCraneが論じていたとおり難しく、結局のところ代替的な制度を設けることでなければ実現は難しいことを指摘したものと理解することができよう。

## 2 PPP からの支出の控除に関する米国の議論<sup>57)</sup>

以上のように、「所得税を課されずに受領した金銭を原資とする支出について、内国歳入法典 § 265 の適用により控除が否認されるべきか」とい

---

54) *See id.* at 760-762.

55) *See id.* at 762-763.

56) *See id.* at 763-766.

57) ここで取り上げる以外の文献として、*See Virginia Blanton, Michael Q. Cannon & Jennifer A. Fitzgerald, Double Tax Benefits in the CARES Act*, 167 TAX NOTES FED. 423 (2020); *Matthew A. Morris, Does the Deductibility of Qualifying PPP Loan Expenses Violate 'Tax 101'?*, 170 TAX NOTES FED. 577 (2021).

う議論は CARES Act 制定以前から行われていた。PPP からの支出の控除の可否については、このような議論の一局面として理解ができよう。以下では、PPP からの支出の控除について論じた文献を 3 つ取り上げて整理したい。

#### (1) Crane (2020)

上述の論文の著者である Crane は、PPP を原資とする支出の控除についても Tax Notes Federal 誌に論稿を寄せている。

基本的には、1986 年の論文の枠組と同じく、所得税が課されない所得に係る控除を否認することは結果として非課税規定による税負担の軽減効果を低下させ、むしろ「先の控除否認」と「後の控除否認」があわせてされることにより非課税規定の適用を受けた納税者の方が不利になる場合があることを論じている<sup>58)</sup>。具体的には、PPP の返済免除の局面では、事業者が支払った専門家への報酬が「先の控除否認」により、人件費などの返済免除を受ける要件となっている支出が「後の控除否認」により控除を否認されうるし、どちらの否認も行われる可能性を内国歳入庁の通達は排除していない、と指摘している。

そのうえで、結論としては<sup>59)</sup>、内国歳入庁の当初の取扱いは条文を機械的に執行したものであって、PPP の債務免除益を非課税とする規定の立法趣旨として、控除を容認して債務免除額全額の租税利益を納税者にもたらそうとするものか、または控除を否認することで債務免除額のうち一部額のみ租税利益を納税者にもたらそうとするものかを判断したものではない、としている。そして、このような取扱いが立法趣旨に沿うものかどうか

---

58) See Charlotte Crane, *Double or Nothing: Sorting Out the Consequences of PPP Loans*, 167 TAX NOTES FED. 1705, 1707-1709 (2020).

59) なお、全体の議論の流れからすると傍論のように思われるが、返済免除を前提とした「借入金」である PPP は借入金を非課税とする目的に合致しないことから受領時に課税を及ぼしても良いのではないか、という指摘は (See id. at 1709)、興味深いように思われる。また、内国歳入庁が Notice 2020-32 において控除の否認の論拠として内国歳入法典 § 265 を用いたことは、Skelly Oil 判決の一般的な法理のみを用いるよりも望ましかった、とも論じている (See id. at 1710)。

か議会が明らかにすべきである、と論じている<sup>60)</sup>。

## (2) Langbein (2020)

Langbein は、明確に内国歳入庁の当初の取扱いを改めるべきだと論じている<sup>61)</sup>。

まず、規範的な議論として、非課税規定の効果を維持するために、「控除が所得税の課されない補償金に割り当てられるのは、(納税者が支出を行う経済的その他の能力が無かったことに関わらず) 補償された支出がその補償無しでは生じなかったであろう範囲でのみだと考えられるべきである」<sup>62)</sup>という原則をいくつかの数値例を用いて述べ、この原則に沿って内国歳入法典 § 265 を解釈すべきだ、と論じている。この原則に沿って PPP を原資とする支出の控除可能性を判断すると、PPP から支出される人件費などは事業活動に密接に関連するものであるから、Manocchio 判決における訓練費用などと違い補償が無くとも支出されたものであり、控除を認めるべきだとしている<sup>63)</sup>。

この点、二重の租税利益を享受させることは望ましくないという議論もある。しかし、Gitlitz 判決において<sup>64)</sup>、連邦最高裁判所は条文の文言から結論を導き出せるかという考え方を重視しており、Thomas 裁判官の個別意見は明確に二重の租税利益を容認すべきかどうかは政策の問題であると論じている。そのため、納税者が非課税規定から二重の租税利益を享受す

---

60) *See id.* at 1710.

61) *See* Stanley I. Langbein, *The Deductibility of PPP-Reimbursed Expenses*, 169 TAX NOTES FED. 1747 (2020).

62) *Id.* at 1750.

63) *See id.* at 1750-1756.

なお、そもそも PPP を原資とする支出を特定するのが困難であるという執行上の問題についても併せて論じている。

64) Gitlitz 対内国歳入長官事件連邦最高裁判所判決 (531 U.S. 206 (2001))。同判決については、浅妻章如「Summa Holdings 事件等の金融所得課税事例の検討」租税研究 815 号 (2017 年) 102~104 頁、今村隆『現代税制の現状と課題 (租税回避否認規定編)』(新日本法規出版、2017 年) 18~19 頁、今村隆「租税法における解釈のあり方」日本法学 84 巻 4 号 (2019 年) 419 頁参照。



べきではないという議論は一般的に妥当するかどうか疑わしく、Manocchio 判決や 1983 年の通達をそもそも改めるべきだ、と論じている<sup>65)</sup>。

### (3) Grewal (2021)

Grewal の 2021 年の論文も、PPP の債務免除益の非課税と控除の問題を論じている<sup>66)</sup>。Crane および Lagbein の論文は控除を否認する当初の内国歳入庁の取扱いの是非を論じたものだが、Grewal の論文は 2021 年の立法により取扱いが覆された後で書かれたものである。

Grewal は、内国歳入法典 § 265 を拡大解釈すべきか、という観点から、この問題について議論している。この規定の前身となる規定が立法された当初から<sup>67)</sup>、当該規定の拡大解釈の危険性は述べられていた。もっとも、当初の内国歳入庁は、内国歳入法典 § 265 は所得税が課されない所得を得るための経費の控除のみを否認するものだという「所得創出アプローチ (production-of-income approach)」にもとづき、所得税が課されない所得を原資とする支出に対しては適用されないという取扱いを示していた。しかし、Ⅲ 1 (1) で参照した Manocchio 判決や 1983 年の通達から、内国歳入庁や租税裁判所は「拡大アプローチ (expansive approach)」を採用し、内国歳入法典 § 265 は第三者が補填した経費と同じく所得税が課されない所得を原資とする支出の控除を否認するものだ、という拡大解釈を行うようになった。この拡大解釈は、たとえば、既に控除を可能とする立法がされた PPP からの支出以外にも、所得税が課されない住宅手当から支出した住宅関連の経費の控除の可否という点で問題となりうる<sup>68)</sup>。

内国歳入法典 § 265 に関する拡大アプローチには、様々な観点から問題

---

65) See Langbein, *supra* note 61, at 1756-1761.

66) See Amandeep S. Grewal, *Section 265 Disallowance and the PPP Expense Nightmare*, 75 TAX LAW. 37 (2021).

67) Revenue Bill of 1934, Pub. L. No. 73-265, § 24(a) (5), 48 Stat. 679, 691.

68) See Grewal, *supra* note 66, at 41-53.

がある。まず、内国歳入法典 § 162 などの原則的な規定では控除が可能となる支出の控除が § 265 によって控除されない事態や、逆に本来ならば控除できない支出について § 265 の適用によって控除ができるものと解される事態が生じてしまう<sup>69)</sup>。また、拡大アプローチでは、§ 265 が利子とそれ以外の所得で取扱いを分けていることが説明できないほか、所得の受領や発生の有無にかかわらず控除が否認されるとしていることを厳格に解釈すると、所得税が課されない未受領の所得によって控除が否認されるという不合理な結果を招いてしまう。そして、拡大アプローチは他の規定の解釈論と整合しないほか、規定の趣旨よりも文理を重視するという (Langbein も参照していた) Gitlitz 判決<sup>70)</sup>が示した判例理論と整合しない<sup>71)</sup>。

以上の一般論を論じたうえで、PPP の債務免除益と控除について論じている。所得創出アプローチによれば、債務免除益の課税理論としてどのような考え方をとるにせよ<sup>72)</sup>、支出によって債務免除益が生み出されることはないのだから<sup>73)</sup>、PPP の債務免除益に割り当てられる支出は存在しないため、PPP を借り入れた納税者が支出した人件費などは事業活動における他の課税所得に割り当てられるものと解すべきである。この点、納税者は二重の租税利益を享受すべきではない、との考え方もあるかもしれないが、そもそも、二重の租税利益を可能としているのは議会の立法である。拡大アプローチのような借入金の用途を追跡する手法は、現金の流動性の観点から執行上の問題があるため、もし仮に議会が二重の租税利益を防止したいと考えているのであれば、非課税とする金額の上限を定める手法に

---

69) 後者については、あくまで § 265 は控除を否認する規定であって、原則的な規定の別段の定めと位置付けられるから、このような事態は想定しがたいように思われる。

70) 前掲注 (64)。

71) See Grewal, *supra* note 66, at 53-64.

72) 債務免除益の課税理論をめぐる議論については、前掲注 (5) で挙げた文献を参照。

73) この考え方を進めれば、一般的に債務免除益には控除されるべき経費は観念できないとの解釈論にも繋がりがうるようにも考えられるが、そこまでのことを述べているわけではないように思われる。

よりそれを行うべきである。しかし、CARES Act にはそのような規定は存在せず、むしろ内国歳入法典 § 108 にあるような租税属性を減額するルールを定めずに、二重の租税利益をそのまま享受させている<sup>74)</sup>。

#### (4) 米国の議論のまとめ

以上の議論をまとめる。

Crane は、一般的な議論としては所得税が課されない所得を原資とする支出について控除が否認されるある程度の余地を（1986 年の論文から引続き）残しつつ、PPP の債務免除益については控除を否認すべきではない理由が存在するほか、所得税を課さないこととする規定の趣旨目的に関する議論が不足している点を指摘している。一方、Langbein は、一般的な議論として所得税が課されない所得を原資とする支出について控除が否認される範囲を限定的に解した上で、PPP の債務免除益についてその範囲には含まれないと論じている。Grewal の立場も Langbein と近いものだが、より積極的に、内国歳入法典 § 265 の解釈論として、所得税が課されない所得を原資とする支出を適用対象とすることを否定しているように思われる。

3 者の議論は、特に Crane と他 2 者の間では、一般論のレベルでは必ずしも一致していないように思われる。しかし、PPP の債務免除益と控除という具体的な問題に関する結論としては、いずれの論稿も控除を否認する内国歳入庁の当初の取扱いに対して疑義を呈している。以上のように、学説をはじめとして当初の取扱いに疑義が呈されたために、II で論じたとおり内国歳入庁の当初の取扱いが覆されたのではないか、と思われる。

## IV 日本法において得られる示唆

II および III で論じた米国の立法や議論の動向から、日本における総合支援資金の債務免除益の取扱いに対してどのような示唆が得られるのか、以

---

74) See Grewal, *supra* note 66, at 64-77.

下では比較法的検討を行う。

## 1 問題設定

### (1) 米国法からの示唆の範囲

日米の状況について比較法的検討を行うにあたりまず述べるべきなのは、両国の状況の単純な比較は困難である、ということである。

日本における公的融資の返済免除として、本稿では総合支援資金の償還免除を取り上げた。これは、生活に困窮する者に対する融資制度につき、所得額が乏しいことにより返済を免除する制度である。一方、米国における公的融資の返済免除としては、PPPの返済免除を取り上げた。これは、小規模な事業者に対する融資制度につき、人件費を支出していたことにより返済を免除する制度である。両制度は、利用者や免除の要件など様々に違う点があるため<sup>75)</sup>、望ましい課税関係について単純な比較検討を行うことは困難であろう。

しかしながら、Iで挙げた「債務免除益を非課税にすることにより新たな問題は生じないのか」という関心については、米国の議論から示唆を得ることが可能であるように思われる。特に、控除の問題については、米国の議論から一定の示唆があろう。

もっとも、控除に論点を絞ったとしても、米国法から直接的に示唆を得るのは困難かもしれない。なぜなら、米国のPPPは事業者向けの融資であり、控除の可否が論じられているのは事業者が支出する人件費などである一方、日本の総合支援資金は生活に困窮する一般市民向けの融資であり、事業や業務を営んでいる納税者（債務者）が必要経費（所税37条）をそこから支出する場合はあまり多くないように思われるからである<sup>76)</sup>。

---

75) PPPは、雇用を維持するという政策目的からいえば、むしろ制度趣旨は雇用調整助成金（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）102条の3）に近いものであろう。ただし、雇用調整助成金は所得税（または法人税）の課税対象となっているため（たとえば、新型コロナ特法施行規則2条1項を参照）、それを原資とする人件費の経費控除を否認すべき理由は見出しがたく、PPPの債務免除と同じような議論を行うことはできないように思われる。

ただし、たとえば、総合支援資金の債務免除を受けた者が医療費を支出し、医療費控除（所税 73 条）を申告する場合はありえよう。このような場合において、「非課税で受領した所得を原資とする支出について控除が否認されるべきだ」という考え方を前提とすると、租税特別措置法 41 条の 8 第 3 項の適用により非課税で総合支援資金の償還免除を受けて医療費を支出した者は<sup>77)</sup>、非課税の所得を原資として支出をしたのだから、医療費控除を全部または一部制限されるべきだ、という考え方も成り立つ<sup>78)</sup>。そこで、総合支援資金の債務免除を受けた者は医療費控除などの所得控除の額を制限されるべきか、という関心にもとづき、以下では議論を行うこととしたい。

## (2) 解釈論か立法論か

以上のように、本稿では、総合支援資金の債務免除を受けた者の所得控除は制限されるべきか、という点について、米国法の議論から示唆を得て議論する。もっとも、このような議論をどのように位置付けるのか、すなわち、現行法の解釈論として論じるのか、または立法論として論じるのか、という点も予め述べておく必要がある。

本稿は、この論点は立法論として論じるべきである、という立場に立つ。

---

76) なお、非課税所得と必要経費控除の関係につき、神山弘行「必要経費の基本的考え方」税研 210 号（2020 年）39 頁参照。

77) なお、本稿の関心は「所得控除の他の要件に合致する納税者が、総合支援資金の債務免除を受けたことを理由として控除を制限されるべきか」というものである。そのため、所得控除の適用を本来ならば受けるべき納税者を想定して議論することから、医療費控除制度の趣旨目的などには立ち入らずに議論をする。しかし、この点については、所得課税においてネットの所得を算定するためには必須のものと考えられる経費控除と、政策的な性質が強い医療費控除については同じようには論じられないのではないか、との反論もあるかもしれない。

医療費控除の趣旨目的については、佐々木潤子「医療費控除の対象となる医療費の判断基準」税法学 541 号（1999 年）73 頁、中里実「所得控除制度の経済学的意義」日税研論集 52 号（2003 年）113～114 頁、佐藤英明「雑損控除と医療費控除」税研 136 号（2007 年）46 頁など参照。

78) 米国の内国歳入法典 § 265 が、事業経費だけでなく、項目別控除などの控除一般に適用されることも参照されたい。

なぜならば、内国歳入法典 § 265 のような、所得税が課されない所得を原資とする支出の控除を包括的に否認する根拠となりうる規定が日本法には見当たらないからである。

内国歳入法典 § 265 のような規定が日本の所得税法に見当たらない 1 つの理由としては、非課税所得とは原則として収入金額（所税 36 条）に算入されない収入を意味するから<sup>79)</sup>、所得税の計算構造において考慮されず、それに対応する経費も生じないため<sup>80)</sup>、経費控除の可否について規定する必要がなかったと解することができる<sup>81)</sup>。つまり、非課税所得を得るための控除を否認する考え方である「前の控除否認」は、日本法における必要経費（所税 37 条 1 項）において特段の規定を設けずとも所得税法の構造上前提とされている、ということである<sup>82)</sup>。また、現実的な問題として、少なくとも現行の所税 9 条 1 項に掲げられている非課税所得について本来ならば必要経費として控除できる支出が生じることは考えにくいこと<sup>83)</sup>

79) 岡村忠生 = 酒井貴子 = 田中晶国『租税法 [第 3 版]』(有斐閣、2021 年) 65 頁 [岡村忠生執筆部分] 参照。ただし、取得費を控除した後の譲渡所得の金額を非課税と定めている例外的な類型として、所税 9 条 1 項 9 号および 10 号ならびに 2 項参照。

80) 課税対象と解されない帰属所得（帰属収入）の計算上生じた損失が所得計算において考慮されないことを論じた文献として、三木義一編著『よくわかる税法入門 [第 16 版]』(有斐閣、2022 年) 68～73 頁 [藤間大順執筆部分] 参照。また、取得費（所税 38 条）に関する判断において帰属家質と経費控除に言及した裁判例として、借入金利子事件控訴審判決（東京高判昭和 61 年 3 月 31 日民集 46 卷 5 号 535 頁）参照（ただし、上告審判決である最判平成 4 年 7 月 14 日民集 46 卷 5 号 492 頁も参照）。

81) 課税所得と非課税所得の関係を「『別世界』構造」と呼ぶ文献として、谷口勢津夫『税法基本講義 [第 7 版]』(弘文堂、2021 年) 226～227 頁参照。

82) 非課税所得については免税所得と異なり必要経費を考慮する必要が無いと論じる文献として、右山昌一郎編『税務調査のための必要経費判断の手引』（新日本法規、2001 年）6 頁参照。

非課税所得と免税所得については、手続の要否で区別する考え方（泉美之松『所得税法の読み方』（東京教育情報センター、1975 年）58～59 頁、注解所得税法研究会編『注解所得税法 [6 訂版]』（大蔵財務協会、2019 年）246 頁参照）と損失の取扱いで区別する考え方（金子宏 = 武田昌輔編集代表『税法の基礎知識』（有斐閣、1974 年）95 頁 [西野襄一執筆部分]、浅妻章如 = 酒井貴子『租税法』（日本評論社、2020 年）21～22 頁 [浅妻章如執筆部分] 参照）がある。もっとも、この点は本稿の問題関心を超えるため、今後の検討課題としたい。

このほか、非課税所得を分類して分析した文献として、植田祐美子「所得税制度における非課税所得の在り方」税務大学校論叢 99 号（2020 年）203 頁参照。



もあるだろう。

しかし、本稿で問題としている「非課税所得は必要経費や所得控除の原資とはならない」という解釈論は、非課税所得を必要経費や所得控除のための支出に用いることはできないという規律または必要経費や所得控除の原資は課税所得に限られるという規律が見当たらず、かつ非課税所得の性質論や所得税の計算構造をもってしても根拠づけがたいように思われる。つまり、必要経費に関する「前の控除否認」は非課税所得および必要経費についての解釈論として既に行われているように思われるが<sup>84)</sup>、「後の控除否認」を一般的な解釈論から導くことはできない、ということである。

ただし、医療費控除の対象となる医療費の金額からは「保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額」が除かれ

---

83) 所税 9 条 1 項に定められる非課税所得は、仮に課税所得として得たならば給与所得(所税 28 条)または一時所得(所税 34 条)に該当するものが多いように思われる。給与所得の金額の計算においては給与所得控除額が控除され、実額の支出を控除できないため(所税 28 条 2 項、3 項)、経費控除の問題は生じない。一時所得については、実額の支出の控除は認められているものの、直接対応の経費に限られており(所税 34 条 2 項)、所税 9 条 1 項に列挙されている収入に直接要する支出が生じることは想定しがたい。

しかし、非課税となる損害賠償金(所税 9 条 1 項 18 号)を事業に付随して得ることもあるかもしれない。そのような場合には、その事業「について生じた費用」として、非課税となった損害賠償金に対応するように考える必要経費が他の事業所得の総収入金額から控除されることも、現行法の下ではあるかもしれない(所税 27 条 2 項、37 条 1 項。ただし、所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号) 30 条において、必要経費を補填する損害賠償金や事業所得の収入に代わる性質を有する損害賠償金は非課税所得の範囲から除かれていることも参照)。仮にこのような場合がありうるとして、「前の控除否認」が行われないのは、間接対応の経費については個別の収入と対応させることが難しいことから、執行上の問題から控除を否認していないものと解するほかないであろう。後述する必要経費に関する一般的な議論とあわせ、今後の検討課題としたい。

84) このほか、たとえば、法人税に関する制度ではあるが、受取配当の益金不算入額の計算における負債利子控除(法人税法(昭和 40 年法律第 34 号) 23 条 1 項、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号) 19 条)も、「前の控除否認」を行う制度と位置付けられるように思われる。この制度の趣旨目的については、小塚真啓『税法上の配当概念の展開と課題』(成文堂、2016 年) 86~89 頁、渡辺徹也『スタンダード法人税法[第 2 版]』(弘文堂、2018 年) 129~130 頁、谷口勢津夫=一高龍司=野一色直人=木山泰嗣『基礎から学べる租税法[第 3 版]』(弘文堂、2022 年) 44~45 頁[一高龍司執筆部分] 参照。



ている（所税73条1項）。現行の取扱いを参照するかぎり、医療費に充てることが明確になっている給付の金額のみがこれに含まれることとされており<sup>85)</sup>、文理から言っても、総合支援資金の債務免除益はこれに含まれないように考えられる。しかし、この文言をやや緩やかに解する裁決例もみられることから<sup>86)</sup>、筆者としてはこのような議論をすべきではないと考えるが、解釈論として「非課税所得を原資とする医療費については控除を否認すべきだ」という議論を行うこともあるかもしれない。この点、米国では、他者から補填された金額の控除を否認する法理を拡張する形で非課税所得を原資とする支出の控除を否認する法理が発展してきたとの指摘も参考になろう<sup>87)</sup>。

## 2 問題の検討

以上のように、債務免除益の非課税措置に伴う控除の可否という米国の議論は、日本においては所得控除を制限する立法の是非という形で議論ができるように思われる。以下では、Ⅲで整理した米国の議論の枠組を借用する形で、日本における問題を議論してみることとしたい。

### (1) Crane の枠組の援用

まずは、米国の議論のうちどの枠組を用いるのか、という点が問題となる。この点、本稿は、Crane が1986年に述べ、2020年の論稿でPPPの債務免除について論じる際に用いた枠組を用いて日本における問題を考察したい。なぜなら、非課税所得と控除の関係性について内国歳入法典 § 265

---

85) 所得税基本通達73-8、73-9。

86) 国税不服審判所裁決昭和54年3月2日裁決事例集20集159頁、国税不服審判所裁決昭和55年2月29日裁決事例集20集173頁。一連の動向につき、注解所得税法研究会・前掲注(82)1250～1251頁参照。

87) See Richard C.E. Beck, *Deductibility of Treble Damages Paid for Breach of National Health Service Corps Scholarship Contracts: The Misuse of I.R.C. 265 (a) (1)*, in Stroud v. United States and of the Origin of the Claim Test in Keane v. Commissioner, 1 CHARLESTON L. REV. 1, 6-29 (2006); Grewal, *supra* note 65, at 47-53.

の解釈論ではなく政策論として論じているのは Crane であり、日本法において示唆を得られるのは Crane の議論であるように思われるからである。

ただし、仮に Crane の枠組によって総合支援資金を原資とする医療費について控除を制限すべきだという結論となった場合でも、実際に導入すべき制度としては、Dodge や Grewal が論じるように非課税規定の適用を受けた納税者について控除金額を一定割合制限するなどの方法によるべきこととなろう。現金に色はついておらず、特定の支出について原資を厳密に特定することは不可能だからである。また、控除の制限に伴って生じる問題については、Langbein や Grewal の議論が参考になろう。

以上のように、Crane の枠組を基本として本稿では議論をすることとしたい。Crane の議論の枠組とは、①課税所得を得た場合と比較して控除を否認すべき理由があるか、②所得を非課税と定める規定の趣旨としてどの程度の租税利益を与えようとしているのか、の 2 点を主な検討要素として控除の制限の是非を論じるものである。

## (2) 控除を否認すべき理由

Crane の議論においては、課税所得を得た場合と比較して、非課税所得を得た場合に控除を否認すべき理由があるかどうか控除の是非を論じるにあたって問題となる<sup>88)</sup>。

まず、課税所得を非課税所得へと転換することが容易な場合には、控除を否認すべき理由があると判断されうる。転換が容易である場合に非課税所得を原資とする支出の控除を認めると、課税所得を原資として経費を支出する選択肢よりも非課税所得を原資として支出する選択肢の方が税制上有利になる。そのため、合理的な納税者は非課税所得によって原資を調達する租税回避を行うようになり、ひいては所得税の課税ベースが害されてしまう。このように所得税の課税ベースが害されることを防ぐためには、控除を否認することで、否認した金額分は所得税の課税ベースを維持する

---

88) See Crane, *supra* note 43, at 237-239, 250-252.

ようにすべきだ、ということである。

一方、所得の非課税と控除の否認が合わさった結果として、所得の課税と控除が行われる場合よりも納税者が不利になってしまうときには、控除は否認されるべきではない。本来ならば納税者を有利に扱おうとする規定である非課税規定の適用によって納税者が不利になってしまうことは望ましくないからである。

それでは、総合支援資金の債務免除益については、それを原資とする支出について控除を否認すべき理由があるのだろうか。

まず、課税所得からの転換可能性はあまり無いように思われる。なぜなら、総合支援資金を借り入れることができるのは、新型コロナウイルスの影響を受けて失業するなど生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯に限られており<sup>89)</sup>、課税所得により日常生活を維持できている者が借り入れることを選択できるわけではないからである。また、償還免除を受けずに課税所得から返済を行うことは不可能ではないが、償還免除を受けることができるような状態にある納税者が返済額分の課税所得を得ることは難しく、少なくとも「課税所得を得ずに償還免除を選択した」とは論じがたいであろう<sup>90)</sup>。

より決定的であるように思われるのは、所得の非課税および控除の否認が所得の課税および控除よりも不利になるケースが総合支援資金については容易に想定される、という点である。まず、I で論じたように、総合支援資金の償還免除に係る債務免除益については一時所得（所税 34 条 1 項）

---

89) 前掲注(4)参照。

90) ただし、事前の選択に対する税制の中立性という問題は希薄でも、免除を受けた者と返済した者との間に結果として不公平が生じているのではないか、との議論はありうる。この点、返済を免除された者の債務免除益を非課税にしつつ返済した者との公平性を担保するためには、理想的には、返済した者に対して返済額の所得控除などの租税利益を付与することを議論すべきように思われる。

この問題は、学資に充てるため給付される金品（所税 9 条 1 項 15 号）として債務免除益が非課税になっているものと解されている貸与型奨学金についても指摘できよう。奨学金債務の免除益の課税問題については、拙稿・前掲注(15)のほか、拙稿「貸与型奨学金と債務免除益」青山ローフォーラム 6 巻 2 号（2018 年）153 頁参照。

に該当することが想定される。一時所得については、収入を得るために直接要した支出および 50 万円の特別控除額を控除した後（同条 2 項、3 号）、1/2 のみが総所得金額に算入される（所税 22 条 2 項 2 号）。

たとえば、他にいくらか所得がある A が課税所得として一時所得に該当する債務免除益を 80 万円、同様に B が非課税所得に該当する債務免除益を 80 万円得て、A も B も本来ならば所得控除に適格な同額の支出をしたとする。これらの債務免除益を得るために直接要した支出は 0 としよう。このとき、控除以前の段階では、A の課税所得は 15 万円（＝（80 万円－50 万円）× 1/2）増加し、B は 0 増加する。したがって、B の制限される控除金額が 15 万円よりも多額である場合には、B よりも A の方が有利になってしまう。このように、一時所得に対する軽課措置を勘案すると、総合支援資金の債務免除益について控除額を制限した場合、課税所得として得た方が有利である場合が生じてしまう。これは、非課税規定を設けた趣旨にそぐわない、と論じることができよう。

以上のように、総合支援資金の債務免除益については、課税所得からの転換可能性に乏しく、また控除を制限された場合には課税所得として得た場合の方が有利になってしまう場面が想定される。したがって、総合支援資金の債務免除益を得た納税者の医療費控除を制限することは、課税所得を得る場合との比較の観点からは望ましくないと論じることができるように思われる。

### (3) 非課税規定の趣旨

Crane は、(2) で述べた控除を制限すべき理由が無い場合には、所得税を課さないこととしている規定の立法趣旨から控除の制限を論じるべきであるとしている<sup>91)</sup>。このような観点からの議論も行うべきであろう。

新設された租特 41 条の 8 第 3 項は、税制改正要望において「償還免除額（債務免除益）に所得税が課せられる場合、新たな税負担が生ずることとな

---

91) See Crane, *supra* note 43, at 239-240, 250-252.

り、生活再建の妨げとなるおそれがある」ため、債務免除益を非課税にすることにより「新型コロナウイルス感染症が対象者に及ぼす影響の緩和を図る」ことが制度趣旨とされている<sup>92)</sup>。この趣旨目的から言えば、二重の租税利益を得ているようにも考えられても、控除を制限せずに生活再建を後押しすることが望ましい、と論じることができるように思われる。

もっとも、上述の議論は税制改正要望の文言を強く読み込みすぎており、租税利益をどの程度享受させるべきか、という点についてまでは書かれていない、と論じることでもできよう。実際、税制改正要望の前提となった国会討論においては、債務免除益を非課税とすべきことが所与の前提として議論されており、非課税措置によって納税者はどの程度の租税利益を享受すべきかという点についての言及は見当たらず<sup>93)</sup>、税制改正要望においてもこの点についての記述はない。

本稿の関心と重なる点だが、納税者を支援するために非課税規定を設けるだけでは議論として不十分であろう。Iで述べたように、総合支援資金の償還免除による債務免除益に対して所得税を課さないということ自体は望ましいように思われる。しかし、そのような制度は、納税者はどの程度の租税利益を享受すべきか、という最終的な政策目的を実現する手段として捉えられるべきであろう。納税者が得るべき租税利益の総量をまず議論したうえで、非課税措置に加えて特段の制限無しに控除を認めるのか、または非課税措置を設けるが控除を一定割合または全部制限するのか、どのような規定を設けるべきか議論をすべきであったように思われる<sup>94)</sup>。

ただし、少なくとも、控除を否認する論拠となるような納税者が享受する租税利益を限定しようとする考え方は租特41条の8第3項の立法経緯には読み取れないであろう。したがって、本稿では、非課税規定の趣旨としても、(所得控除を認めるべき理由も見当たらないかもしれないが)所得控除を否認すべき理由はない、と結論づけることとしたい。

---

92) 前掲注(12)参照。

93) IIIで論じたとおり、米国におけるPPPの非課税規定についても、Craneは規定の趣旨目的が明らかではないと論じている。See Crane, *supra* note 58, at 1710.

### 3 結論と残された課題

以上のように、Crane の枠組によれば、総合支援資金の債務免除益非課税規定については、①それによって控除を制限すべき理由に乏しく、また②制度趣旨からいって、控除を否認するような趣旨は読み取れないように思われる。したがって、本稿で検討対象とした医療費控除などの所得控除については、新設された非課税規定の適用を受ける納税者であっても制限をすべきではないであろう。

もっとも、本稿の議論には課題もある。まず、「非課税所得を原資とする支出について控除を認めて良いのか」という素朴な議論には応答できていない。100 の非課税所得を得た者が 100 の支出をした場合に、手元から何も失われていないのに 100 の控除を得られるのはおかしいだろう、ということである<sup>95)</sup>。この点については、Dodge のように理想的には控除を制限すべきだが現金の用途を追跡することは現実には難しいと論じるのか、または Langbein や Grewal のようにそもそも理想的にも控除を制限すべきではないと論じるのか、本稿の立場は定まっていない。この点、補填された金額を医療費控除の金額から除く規定（所税 73 条 1 項）など、日本法に

---

94) この点、I で述べた所税 44 条の 2 は、前身となる通達が課税序の取扱いとして定められ、それに関する学説や裁判例などでの議論を経て立法された規定である。これに対し、租特 41 条の 8 第 3 項は前提となる実質的な議論が無いままに立法されているように思われる。もちろん、租特 41 条の 8 第 3 項は立法することが差し迫った課題となっていたように思われるが、短い期間であっても立法趣旨について実質的な議論を経る必要はあったのではないかとも思われる。

なお、所税 44 条の 2 においては、一定の損失の金額分は債務免除益を総収入金額に算入して損失を減額すべき旨が定められており（同条 2 項）、納税者の租税利益は損失が減額される金額分制限されている。この規定の位置づけについては、拙著・前掲注 (5) 69~70 頁〔初出：2016~2017 年〕参照。

また、既に述べたとおり、Grewal は、米国の事業再生税制における租税属性の減額規定が PPP の返済免除については存在しないことを、議会が PPP の返済免除および控除による二重の租税利益の享受を制限しようと考えていなかったことの論拠としている。

95) たとえば、最判平成 24 年 1 月 13 日民集 66 巻 1 号 1 頁は、一時所得の計算上控除する「その収入を得るために支出した金額」について（所税 34 条 2 項）、担税力の測定という趣旨目的を根拠として「一時所得に係る収入を得た個人が自ら負担して支出したものといえる金額をいう」と述べている。この判示の背後には、ここで述べた議論と類似する発想が見出せるようにも思われる。

存在する規定の中にこのような考え方を見出しうるとの議論もあるだろう<sup>96)</sup>。今後の検討課題としたい。

また、本稿が前提とした Crane の枠組の妥当性についても論じられていない。この点も今後の検討課題である。ただし、「後の控除否認」を他の論者に比して肯定的に捉えている Crane の枠組によったとしても、総合支援資金の債務免除益を得た納税者の所得控除の制限は肯定できない、ということ是指摘できたように思われる。

最後に、非課税所得を原資とする支出について控除を否認することは解釈論によってもありうるのか、という点については、多少は論じたものの深く立ち入らずに立法論を論じた。この点は、必要経費の要件に関する近年の裁判例などと照らし合わせながら<sup>97)</sup>、今後慎重な検討を行っていく必要があるように思われる。

## おわりに

本稿では、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴って生活に困窮する者に対して公的融資および返済免除を行った場合の債務免除益課税の問題につき、以下のように日米の比較法的検討を行った。

総合支援資金の貸付けが始まったことにより、償還免除額が多額になったため、現行の規定のみでは免除額に対して所得税が課されてしまう、という問題が生じた。そこで、このような場合に所得税を課さないための規定が令和4年度税制改正で設けられた(I)。米国では、公的融資(PPP)の償還免除によって生じた債務免除益に対する所得税を非課税とする規定

---

96) 必要経費を補填する金額が非課税所得や損失の控除の範囲から除かれていることを「二重の利益」の排除と表現する文献として、谷口・前掲注(81)222~223頁参照。また、日本法において見出される「二重控除の禁止」の考え方について議論した文献として、山名隆男「所得税法における二重控除の一考察」水野武夫先生古稀記念論文集刊行委員会編『行政と国民の権利』(法律文化社、2011年)417頁参照。

97) たとえば、東京高判平成24年9月19日判時2170号20頁、大阪高判平成30年11月2日税資268号順号13206参照。



が既に設けられているが、この規定を設けたことによって新たな問題が生じ、結果としては立法的解決がされた(Ⅱ)。新たに生じた問題のうち「所得税が課されない所得を原資とする支出について控除を認めて良いのか」という問題については、新型コロナウイルス感染症の蔓延以前から米国で議論されており、従前の議論を参照したうえで、今回の公的融資の返済免除に伴う問題も議論されている(Ⅲ)。以上の議論をふまえたうえで令和 4 年度税制改正以後に日本で生じうる問題としては、「債務免除益が非課税となった納税者の支出について、医療費控除などの控除を認めて良いのか」という論点が指摘できる。この点については、米国で議論されてきた枠組に沿って考えれば、控除を制限すべきではない、という結論が得られる(Ⅳ)。

本稿の執筆にあたっては、様々な場でご指導をいただいた。まず、本稿は当初は法律時報への投稿論文として作成したものであったが、査読により掲載不可との決定を受け、大幅に加筆修正してこのような形となった。投稿不可という評価をいただいたことは残念だったが、大変有益な査読コメントをいただいたことについて、査読の労をおとりくださったことをふくめ、匿名の査読者の方々に感謝申し上げたい。また、本稿の内容について、東アジア租税法研究会および神奈川大学法学研究所の共同研究であるアメリカ税法研究会にて報告の機会をいただいた。それぞれの研究会に出席いただいた方々や質問をくださった方々にも、この場を借りて御礼申し上げたい。

※脱稿後、財務省ウェブサイトで公表された税制改正の解説に触れた。控除に関する記述は特段見当たらない(274~276 頁参照)。